

児童相談所の対応件数6万件

高橋 司 たかはし、つかさ

弁護士。1963年生まれ。北海道大学大学院法学研究科修了。「高橋・日浦法律事務所」代表。

厚生労働省が平成25年7月25日に発表したところによると、平成24年度に全国の児童相談所が対応した児童虐待の件数が6万件を超えたとのことである。私が弁護士として児童虐待防止に取り組み始めたのが平成8年。その頃の対応件数の発表が6000件ほどであったことを考えると件数的には10倍以上となった。このような対応件数の増加は、いわゆる児童虐待防止法により、国民に対して虐待などを発見した場合に児童相談所などに通告する義務を課した影響も考えられる。しかし、もともと暗数(＝実際の数値と統計上の結果との誤差)が相当程度認められるのではないかと以前から言われていたことを思うと、昔から6万件ほどであったのかもしれない。

統計上は実母による虐待の割合が一番多く、虐待される児童の年齢は0歳から2歳ころまでが一番多いと言われている。児童と一緒の時間を過ごす実母の割合が一番多くなるのは想像に容易く、つまり立ちがで両手を使えるようになって行動範囲が広がったころの児童に対する虐待件数が急増することも頷けるところがある。

ところで、児童虐待防止を考えると、私には忘れられない事件がある。児童虐待防止に取り組み始めた頃、児童相談所や医師、弁護士などのさまざまな職業の方々が中心となって研究会を立ち上げ、先進的に虐待防止に取り組んでいたのは大阪と名古屋だった。そこで、私は定期的に名古屋にある研究会に顔を出してどのような活動がなされているのか勉強していくこととなった。情けないことに勉強を始める前は、親が子どもを虐待して死亡させた事件を報道で知ることだけ、母性愛がある女性なのかなどという程度のことしか考えられなかった。しかし、その家族構成や日々の生活状況、傷病歴などを踏まえ、家族病理として児童虐待というものを考えていくにつれて、虐待された児童のみならず虐待親のケアを図ることが急務であると考えられるようになった。

その頃、名古屋では、虐待により子どもを死亡させてしまった女性の殺人事件に児童虐待防止に取り組んできた弁護士が弁護士となっていた。もちろん、弁護士は弁護士だけであれば基本的に時間制限もなく被疑者と接見することができ

るが、逮捕勾留されている実母の精神的なケアを被疑者段階から考えていこうとした。そこで友人の精神科医に手弁当で手伝ってもらい、精神科医と一緒に時間的な制限がある一般面会で繰り返し繰り返し実母と接見をしていた。その後、弁護士活動の甲斐があつて、実母は執行猶予となり社会に復帰し、弁護士もその精神科医もこれから本格的に実母にケアをしていこうと考えていた矢先に、実母が自殺をするという苦い経験をしてしまった。

それから1年ほど経った頃であろうか、北海道内の地方都市で、実母が長男と次男をそれぞれ脇に抱え、住んでいたマンションから飛び降り、1人が死亡、もう1人が重症となつて自らも大けがをするという事件が起きた。その事件の記事を新聞で見た時、私は名古屋の事件を思い出して気になつていった。札幌から1時間30分程度で行ける距離であつたから、それほどまでに気になるのであれば、押しかけでも接見に行くべきだった。その後、実母は鑑定留置となり、身柄を拘束されながら医師による精神鑑定が進められている途中、拘置場所でタオルを使って自殺をし

てしまったのである。

我が国の刑事裁判手続は、自ら行った犯罪に見合う刑罰が科せられるという応報思想に根ざしている。よつて、刑務所に服役している最中に精神的なケアが十二分にされるわけではなく、出所した後、実母がどのような精神的なケアを受けるべきかという点を刑務所などの国家機関が関心を持つことはまずない。そこには刑に服して責任を取らせるといふモノクローの2つの選択肢しかない。仮に執行猶予判決となれば、判決言い渡し時点で基本的に刑事裁判手続は終わる。

どんな理由があつても殺人は許されるものではない。しかし、この当たり前の命題はそれ以上の何も語らない。自ら行った罪を自分の中にすべて飲み込み、社会復帰後、自分の命を絶つ可能性がある中で、弁護士は弁護活動を行っている。裁判所は処罰をしてその仕事を終え、刑務所は服役させることで罪を贖^{かた}わせ仕事を終えるが、家族病理として虐待を行った親への取り組みは何も終わっていないし、何も始まっていない。